



県章

# 滋賀県公報

令和7年(2025年)  
5月23日  
第616号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

- 製材業者の登録(びわ湖材流通推進課)..... 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課)..... 2
- 生活保護法による医療担当機関の廃止の届出(健康福祉政策課)..... 2
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療担当機関の廃止の届出(健康福祉政策課)..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)..... 3
- 私立学校振興助成法第14条第2項に基づく計算書類およびその附属明細書について受ける公認会計士または監査法人の監査(子ども若者政策・私学振興課)..... 3
- 知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類(子ども若者政策・私学振興課)..... 4
- 農業改良資金の貸付に係る償還金および違約金の徴収事務の委託(農政課)..... 4
- 彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務の委託(流域政策局)..... 6
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(流域政策局)..... 6

### ○ 公 告

- 特定病院の公告(障害福祉課)..... 6
- 応急入院指定病院の公告(障害福祉課)..... 7
- 特例措置を採ることができる応急入院指定病院の公告(障害福祉課)..... 7
- 大規模小売店舗の廃止の届出の公告(中小企業支援課)..... 7
- 基本測量終了公告(用地事業支援課)..... 7

### ○ 健康福祉事務所告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(高島)..... 8

### ○ 県税事務所公告

- 軽油引取税免税証無効公告(中部)..... 8
- 軽油引取税免税証軽油使用者証無効公告(中部)..... 8

### ○ 農業農村振興事務所公告

- 土地改良事業計画変更認可公告(甲賀)..... 8

### ○ 教育委員会教育長告示

- 令和7年度教科書展示会の開催(幼小中教育課)..... 9

### ○ 雑 報

- 随意契約の相手方決定の公告..... 10

## 告 示

### 滋賀県告示第200号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、製材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課および滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所に備え置き一般に供覧する。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

地方機関名	製材業者	
	住所	氏名
西部・南部森林整備事務所 高島支所	高島市今津町桂601番地	川上産業株式会社 代表取締役 松本重男
	高島市勝野3028	有限会社石倉建具 代表取締役 石倉和幸

## 滋賀県告示第201号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 湖南市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 滋賀県告示第202号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人社団ミヤタ歯科	医療法人社団ミヤタ歯科 理事長 宮田圭輔	犬上郡豊郷町大字石畑字山道540番地5 グリーンハウス豊郷別館Ⅱ 101・102号室	令和7.2.28
河村医院	河村英生	蒲生郡日野町内池372	令和7.3.31

## 滋賀県告示第203号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき法による医療支援給付のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	廃止年月日
---------	-----------------	----------	-------

河村医院	河村英生	蒲生郡日野町内池372	令和7.3.31
------	------	-------------	----------

滋賀県告示第204号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
すまいる薬局草津店	草津市西渋川一丁目21-14 エルミナMCビル1階	薬局	小助川 直 樹	令和7.4.1
おおいし調剤薬局	大津市大石中1-69-3	薬局	西 出 智	令和7.4.1
訪問看護ステーションつなぐ	長浜市湖北町速水251-6	訪問看護	—	令和7.4.1
訪問看護ステーションらしくる	大津市本堅田五丁目12-11	訪問看護	—	令和7.4.1
ユタカ調剤薬局甲西中央	湖南市中央一丁目40番地1	薬局	岡 部 謙 二	令和7.4.1
あづち調剤薬局	近江八幡市安土町常楽寺416	薬局	山 本 ゆかり	令和7.4.1
明德調剤薬局彦根店	彦根市旭町5-2	薬局	吉 田 翔 平	令和7.4.1
マミー薬局	野洲市小篠原1109-41	薬局	森 野 朋 美	令和7.4.1
ささきクリニック	草津市西大路町5-2 ジュ ネス・コート1F	病院・診療 所	宮 嶋 智 子	令和7.5.1
医療法人かのん はやし脳神 経外科クリニック	草津市矢橋町102-8	病院・診療 所	林 晃 佑	令和7.5.1
サンドラッグ石山駅前薬局	大津市栗津町6-5	薬局	町 田 まりえ	令和7.5.1

滋賀県告示第205号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援 医療の種類	名称	所在地	医療の 種 類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・ 更生医療	さいとう調剤薬局 石部店	湖南市石部東五丁目3番3号	薬局	佐 野 純 子	令和7.4.1
育成医療・ 更生医療	ユタカ調剤薬局甲 西中央	湖南市中央一丁目40番地1	薬局	岡 部 謙 二	令和7.4.1
育成医療・ 更生医療	あづち調剤薬局	近江八幡市安土町常楽寺416	薬局	山 本 ゆかり	令和7.4.1
育成医療・ 更生医療	明德調剤薬局彦根 店	彦根市旭町5-2	薬局	吉 田 翔 平	令和7.4.1
育成医療・ 更生医療	マミー薬局	野洲市小篠原1109-41	薬局	森 野 朋 美	令和7.4.1

滋賀県告示第206号

私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第2項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同項の規定による監査について次のとおり定め、令和7年度の監査から適用する。

平成28年滋賀県告示第68号(私立学校振興助成法に基づく財務計算に関する書類に添付する公認会計士または監査法人の監査報告書に係る監査事項の指定)は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止する。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類(活動区分資金収支計算書を除く。)およびその附属明細書(収益事業会計にあっては、貸借対照表および損益計算書)が作成されているかどうかについて監査を受けなければならない。

#### 滋賀県告示第207号

私立学校振興助成法施行規則(令和6年文部科学省令第29号)第2条第4号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和7年度に係る書類の提出から適用する。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)または監査法人の監査報告とする。

#### 滋賀県告示第208号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 滋賀県信用農業協同組合連合会
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市京町四丁目3番38号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年4月1日

#### 滋賀県告示第209号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 グリーン近江農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東近江市八日市町1番17号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年4月1日

#### 滋賀県告示第210号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 レーク伊吹農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 米原市宇賀野280番地1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年4月1日

#### 滋賀県告示第211号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 レーク滋賀農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市打出浜14番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年4月1日

**滋賀県告示第212号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 湖東農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東近江市池庄町507番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年4月1日

**滋賀県告示第213号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 甲賀農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 甲賀市水口町水口6111-1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年4月1日

**滋賀県告示第214号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 滋賀蒲生町農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東近江市市子殿町240番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年4月1日

**滋賀県告示第215号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 東びわこ農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 彦根市川瀬馬場町922番地1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年4月1日

**滋賀県告示第216号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 東能登川農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東近江市垣見町818番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年4月1日

滋賀県告示第217号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金および違約金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 北びわこ農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 長浜市湖北町速水2721番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金の償還金および違約金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年4月1日

滋賀県告示第218号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 有限会社小栗鉄工所
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 彦根市松原町二丁目2番19号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 彦根港船舶揚降施設使用料の徴収
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年3月26日

滋賀県告示第219号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 区域の名称 上砥山
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から7号までを順次結んだ線および標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた区域

市	町	大字	字	地番	標柱番号
栗東市		上砥山	西ヶ谷	1800-10	1
〃		〃	〃	〃	2
〃		〃	〃	〃	3
〃		〃	〃	1800-24	4
〃		〃	〃	1800-20	5
〃		〃	南ヶ平	1491	6
〃		〃	〃	1495-1	7

公 告

特定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4項および第33条第3項に規定する精神科病院として、次の医療機関を認定した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	認定期間
豊郷病院	公益財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12番地	令和7.6.1 ) 令和10.5.31

**応急入院指定病院の公告**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の6第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
豊郷病院	公益財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12番地	令和7.6.1 ) 令和10.5.31

**特例措置を採ることができる応急入院指定病院の公告**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の6第2項後段の規定による措置を採ることができる同条第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
豊郷病院	公益財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12番地	令和7.6.1 ) 令和10.5.31

**大規模小売店舗の廃止の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗の廃止の届出があったので公告する。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ジョーシン守山店 守山市播磨田町字八代77-1ほか
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 2,770㎡
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 令和7年3月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000平方メートル以下とする理由 店舗移転のため

**基本測量終了公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年5月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の終了日 令和7年3月31日

## 健康福祉事務所告示

## 滋賀県高島健康福祉事務所告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年5月23日

滋賀県高島健康福祉事務所長 時 田 美 和 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
まつだ訪問看護ステーション	高島市新旭町旭696番地	医療法人社団四葉会 理事長 松田俊哉	高島市新旭町旭696番地	訪問看護 介護予防訪問看護	令和7.6.1	2562290110

## 県税事務所公告

## 軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和7年5月23日

滋賀県中部県税事務所長 山 本 義 宜

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
20 リットル券	農業	40949579	5	令和7.3.1	東近江市妹町169 湖東農業協同組合JA湖東給油所	令和7.5.9
		40949583		令和8.2.28		
100 リットル券	農業	40949584	5	令和7.3.1	東近江市妹町169 湖東農業協同組合JA湖東給油所	令和7.5.9
		40949588		令和8.2.28		

## 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和7年5月23日

滋賀県中部県税事務所長 山 本 義 宜

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9296775号	令和9.3.31	東近江市下中野町682 福永久嗣	令和7.5.9

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良事業計画変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、野洲川土地改良区の野洲川地区維持管理事業計画の変更は、令和7年5月16日に認可した。

なお、この処分取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)提起することができる。

令和7年5月23日

滋賀県甲賀農業農村振興事務所長 伊 吹 久 美

教育委員会教育長告示

滋賀県教育委員会教育長告示第1号

令和7年度教科書展示会を次のとおり開催する。

令和7年5月23日

滋賀県教育委員会教育長 村 井 泰 彦

展示会場所在地	展示期間	開催時間等
大津市教科書センター 大津市本丸町6-50 大津市生涯学習センター4階	6月3日から6月28日まで (6月8日、9日、15日、16日、22日、23日を 除く。)	午前9時から午後5時まで
彦根教科書センター 彦根市元町4-2 彦根市役所1階 彦根市役所内	6月2日から6月20日まで (6月7日、8日、14日、15日を除く。)	午前9時から午後4時30分 まで
長浜教科書センター 長浜市高田町12-34 長浜市立長浜図書館内	6月2日から6月30日まで (6月3日、10日、17日、24日、26日を除く。)	午前10時から午後8時まで (平日) 午前10時から午後6時まで (土曜日および日曜日)
近江八幡教科書センター 近江八幡市宮内町100 近江八幡市立近江八幡図書館内	6月4日から6月29日まで (6月9日、10日、16日、17日、23日、24日を 除く。)	午前10時から午後6時まで
草津教科書展示会場 草津市野路一丁目13-36 西友南草津店1階 アーバンデザインセンターびわ こ・くさつ内	6月5日から6月27日まで (6月8日、9日、15日、16日、22日、23日を 除く。)	午前10時から午後6時45分 まで (最終日6月27日のみ午前 10時から正午まで)
栗東教科書展示会場 栗東市小野223 栗東市立図書館内	6月10日から6月24日まで (6月9日、16日、23日を除く。)	午前10時から午後6時まで (平日) 午前10時から午後5時まで (土曜日および日曜日)
甲賀教科書展示会場 甲賀市甲南町深川1865 甲南図書館交流館内	6月4日から6月29日まで (6月9日、10日、16日、17日、23日、24日、25 日を除く。)	午前10時から午後6時まで
湖南教科書展示会場 湖南市中央五丁目50番地 湖南市立甲西図書館内	6月4日から6月29日まで (6月9日、10日、16日、17日、23日、24日、26 日を除く。)	午前10時から午後6時まで
高島教科書展示会場 高島市今津町舟橋二丁目3-1 高島市立今津図書館内	6月4日から6月29日まで (6月9日、10日、16日、17日、23日、24日を 除く。)	午前10時から午後6時まで
東近江教科書センター 東近江市横溝町1967 東近江市立湖東図書館内	6月2日から6月30日まで (6月3日、10日、17日、24日、27日を除く。)	午前10時から午後6時まで (木曜日を除く) 午前10時から午後8時まで (木曜日) (初日6月2日のみ午後1 時から午後6時まで) (最終日6月30日のみ午前 10時から午後5時まで)
米原教科書センター 米原市顔戸281-1 米原市立近江図書館内	6月9日から6月30日まで (6月10日、16日、17日、24日、26日を除く。)	午前10時から午後6時まで
日野教科書センター 蒲生郡日野町松尾1655 日野町立図書館内	6月4日から6月29日まで (6月9日、10日、16日、17日、23日、24日を 除く。)	午前10時から午後6時まで (金曜日を除く) 午前10時から午後8時まで (金曜日)

竜王教科書センター 蒲生郡竜王町綾戸1021 竜王町立図書館内	6月5日から6月29日まで (6月9日、10日、16日、17日、18日、19日、20日、21日、23日、24日を除く。)	午前10時から午後6時まで (金曜日を除く) 午前10時から午後8時まで (金曜日)
愛荘教科書展示会場 愛知郡愛荘町1673番地 愛荘町立愛知川図書館内	6月4日から6月29日まで (6月9日、10日、16日、17日、23日、24日、25日を除く。)	午前10時から午後6時まで
中央教科書センター 野洲市北桜978-95 滋賀県総合教育センター内	6月3日から6月27日まで (6月2日、7日、8日、9日、14日、15日、16日、21日、22日、23日を除く。)	午前9時から午後5時まで

雑 報

**随意契約の相手方決定の公告**

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和7年5月23日

滋賀県立図書館長 村 田 恵 美

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和7年度滋賀県立図書館納入図書 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立図書館 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740  
-1 電話 077-548-9691
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年3月26日(水)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 滋賀県書店商業組合 〒520-0801 大津市におの浜三丁目5番10号
- 5 随意契約に係る契約金額 購入を予定する書籍の本体価格(消費税および地方消費税を除いたものをいう。)から3.4パーセントを割り引いた金額
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。